

○西条市建設工事入札参加資格停止措置要綱

平成28年3月28日

訓令第10号

改正 令和2年12月28日訓令第34号

改正 令和4年9月29日訓令第26号

(趣旨)

第1条 この訓令は、西条市が発注する建設工事並びに建設工事に関する調査、測量、設計業務及びその他委託業務（以下「市工事等」という。）の契約に係る入札の公正な執行及び契約の適正な履行を確保するため、工事請負契約及び業務委託契約に係る競争参加有資格業者として登録されている者（以下「有資格業者」という。）に対する入札参加資格停止（一定の期間、一般競争入札にあつては入札参加資格を認めず、指名競争入札にあつては指名の対象外とする措置をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について入札参加資格停止を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により入札参加資格停止を行ったときは、市工事等の契約のため一般競争入札を行うに際し、当該入札参加資格停止に係る有資格業者の当該一般競争入札に係る入札参加資格を認めてはならない。

3 市長は、第1項の規定により入札参加資格停止を行ったときは、市工事等の契約のため指名を行うに際し、当該入札参加資格停止に係る有資格業者を指名してはならない。

4 市長は、第1項の規定により入札参加資格停止を行った場合において、当該入札参加資格停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加資格停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により入札参加資格停止を行う場合において、当該入札参加資格停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加資格停止の

期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について入札参加資格停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加資格停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を併せて行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の入札参加資格停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を行うものとする。

4 前条第2項から第4項までの規定は、前3項の場合について準用する。

（入札参加資格停止の期間の特例）

第4条 有資格業者が一の事案により別表各項の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期のうち最も長いものをもってそれぞれ入札参加資格停止の期間の短期及び長期とする。

2 別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合における入札参加資格停止の期間の短期は、これらの表に規定する期間の短期の2倍（当該短期の2倍が36月を超える場合にあっては36月）までの期間とする。

(1) 別表各項の措置要件に該当して入札参加資格停止を受けた有資格業者が、当該入札参加資格停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（当該入札参加資格停止期間中を含む。）に、別表第1の各項又は別表第2の各項の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2の1の項、2の項又は3の項の措置要件に該当して入札参加資格停止を受けた有資格業者が、入札参加資格停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、別表第2の1の項、2の項又は3の項の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2項に規定する入札参加資格停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える入札参加資格停止の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該長期の2倍

(当該長期の2倍が36月を超える場合は36月)まで延長することができる。

- 5 市長は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加資格停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、次条第2項の規定に基づく改善措置の報告を徴した場合で、改善措置が講じられたことを確認した場合は入札参加資格停止期間満了時に当該入札参加資格停止を終了し、改善措置が講じられていないと判断した場合は、入札参加資格停止期間満了後も改善措置が講じられるまでの間、入札参加資格停止を継続するものとする。
- 7 市長は、入札参加資格停止期間が満了した有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の入札参加資格停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加資格停止期間を控除した期間をもって、新たに入札参加資格停止を行うことができるものとする。
- 8 市長は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について入札参加資格停止を解除するものとする。

(令2訓令34・一部改正)

(入札参加資格停止の通知)

第5条 市長は、第2条第1項若しくは第3条第1項から第3項までの規定により入札参加資格停止を行い、前条第5項の規定により入札参加資格停止の期間を変更し、同条第8項の規定により入札参加資格停止を解除し、又は第9条の規定により入札参加資格停止の措置を受けたものとみなしたときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により入札参加資格停止の通知をする場合において、当該入札参加資格停止の事由が、市工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を、別表第2第の4の項第1号又は第6号から第10号までのいずれかの措置要件に該当し入札参加資格停止を行ったときは、入札参加資格停止期間の満了日の1月前までに暴力団(暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。))第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)との関係を断った旨の誓約書及び改善措置の報告を徴するものとする。

3 市長は、前条第6項の規定により入札参加資格停止を終了したとき、又は入札参加資格停止を継続したときは、当該有資格業者に対し通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 市長は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第7条 市長は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者が市工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受諾し、又は完成保証人となることを承認してはならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(入札参加資格停止に至らない事由に関する措置)

第8条 市長は、入札参加資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(入札参加資格停止措置の特例)

第9条 第2条第1項又は第3条第1項から第3項までの規定による入札参加資格停止の期間中の有資格業者から、合併、分割、営業譲渡等により業務を受け継いだ有資格業者は、当該入札参加資格停止の期間中、入札参加資格停止の措置を受けたものとみなす。

(準用)

第10条 この訓令の規定は、物品の製造、物品の購入その他の契約について準用する。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(西条市工事請負業者指名停止措置規程の廃止)

2 西条市工事請負業者指名停止措置規程(平成16年西条市訓令第26号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この訓令の施行の日の前日までに、廃止前の西条市工事請負業者指名停止措置規程の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和2年12月28日訓令第34号）

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和4年9月29日訓令第26号）

この訓令は、令和4年9月29日から施行する。

別表第1（第2条、第4条関係）

事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>（虚偽記載）</p> <p>1 市工事等の契約に係る競争入札において、入札参加資格審査申請書、入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上12月以内</p>
<p>（粗雑工事等）</p> <p>2 次に掲げる工事等の施工に当たり、工事等（建設工事並びに建設工事に関する調査、測量、設計業務及びその他業務をいう。以下同じ。）を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>（1）故意による粗雑工事等</p> <p>ア 市工事等</p> <p>イ 愛媛県内における工事等で市工事等以外のもの（以下「一般工事等」という。）</p> <p>（2）過失による粗雑工事等</p> <p>ア 市工事等</p> <p>イ 一般工事等</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>4月以上24月以内</p> <p>2月以上12月以内</p> <p>2月以上12月以内</p> <p>1月以上6月以内</p>
<p>（市工事等に係る契約違反等）</p> <p>3 前項に掲げる場合のほか、市工事等の契約の締結又は履行に当たり、契約若しくは建設業法（昭</p>	<p>当該認定をした日から1月以上12月以内</p>

和24年法律第100号)に違反し、又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
<p>(公衆損害事故)</p> <p>4 次に掲げる工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 市工事等(軽微な損害を除く。)</p> <p>(2) 一般工事等(重大事故であると認められるとき。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上12月以内</p> <p>1月以上6月以内</p>
<p>(工事等関係者事故)</p> <p>5 次に掲げる工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(1) 市工事等</p> <p>(2) 一般工事等(重大事故であると認められるとき。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上8月以内</p> <p>1月以上4月以内</p>

別表第2(第2条、第4条、第5条関係)

(令2訓令34・一部改正)

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次に掲げる者が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕又は公訴を知った日から逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 西条市の職員に対する贈賄</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p> <p>イ 有資格業者の役員(執行役員を含む。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>18月以上36月以内</p> <p>16月以上30月以内</p>

<p>はその支店若しくは営業所（常時工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、アに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人で、イに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>(2) 愛媛県内の西条市以外の公共機関の職員に対する贈賄</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(3) 愛媛県外の公共機関の職員に対する贈賄</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>1 4月以上24月以内</p> <p>1 6月以上36月以内</p> <p>1 4月以上30月以内</p> <p>1 2月以上24月以内</p> <p>6月以上24月以内</p> <p>5月以上15月以内</p> <p>4月以上10月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 次に掲げる工事等に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。）第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 市工事等</p> <p>(2) 愛媛県内における工事等（市工事等に関する場合を除く。）</p> <p>(3) 愛媛県外における工事等</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 8月以上36月以内</p> <p>1 4月以上36月以内</p> <p>6月以上24月以内</p>
<p>(談合又は競売入札妨害)</p> <p>3 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、次に掲げる工事等の契約において、談合若しくは競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>

(1) 市工事等	1 4 月以上 3 6 月以内
(2) 愛媛県内における工事等（市工事等に関する場合を除く。）	1 2 月以上 3 6 月以内
(3) 愛媛県外における工事等	4 月以上 2 4 月以内
(暴力団関係者等)	
4 次の各号のいずれかに該当するとき。	当該認定をした日から
(1) 有資格業者である個人又は有資格業者の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者（以下「有資格業者等」という。）が、暴力団関係者（暴力団の関係者をいい、西条市暴力団排除条例（平成 2 3 年西条市条例第 2 0 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等及び同号に規定する暴力団員等でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。	1 2 月以上 2 4 月以内。ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間
(2) 有資格業者等が、暴力団の威力を背景として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 4 号）第 1 条各号に掲げる行為（以下「暴力的不法行為等」という。）を行ったと認められるとき。	1 2 月以上 2 4 月以内
(3) 有資格業者等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）に暴力的不法行為等をさせたと認められるとき。	1 2 月以上 2 4 月以内
(4) 有資格業者等が、暴力団対策法第 2 条第 8 号に規定する準暴力的要求行為を行い、又は暴力団対策法第 1 0 条の規定に違反する行為を行ったと認められるとき。	8 月以上 1 8 月以内



<p>(5) 有資格業者等が、暴力団対策法第2条第7号に規定する暴力的要求行為に関与したと認められるとき。</p>	<p>8月以上18月以内</p>
<p>(6) 有資格業者等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持運営に協力し、若しくは関与したと認められるとき。</p>	<p>6月以上18月以内。ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間</p>
<p>(7) 有資格業者等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用したと認められるとき。</p>	<p>6月以上12月以内。ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間</p>
<p>(8) 有資格業者等が、暴力団等であると知りながら、暴力団等と下請契約又は資材等の購入契約を締結するなど暴力団等を不当に利用したと認められるとき。</p>	<p>6月以上12月以内。ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間</p>
<p>(9) 有資格業者等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>6月以上12月以内。ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間</p>
<p>(10) 有資格業者等が愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第28条に基づき、公安委員会から公表されたとき。</p>	<p>6月以上12月以内。ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間</p>
<p>(11) 前各号に掲げるときを除くほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員、使用人若しくは実質的に経営に参加し若しくは経営を支配している者が、業務に関し暴力行為等を行ったと認められるとき。</p>	<p>4月以上18月以内</p>
<p>(12) 市工事等の施工に当たり、暴力団等から不当介入を受けながら、市への報告及び警察への</p>	<p>1月以上6月以内</p>

届出を怠ったとき。	
(建設業法違反) 5 市工事等以外の工事の施工に当たり、建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内
(廃棄物処理法違反) 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 不法投棄 (2) 上記以外の廃棄物処理法違反	当該認定をした日から  6月以上24月以内 4月以上24月以内
(不正又は不誠実な行為) 7 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、次に掲げる事項に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 業務に関し不正又は不誠実な行為を行ったとき。 (2) 代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告されたとき。	当該認定をした日から  1月以上18月以内 2月以上18月以内